

愛労発基第385号
平成25年4月11日

(一社) 愛知県産業廃棄物協会会長 殿

愛知労働局長



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について

労働行政の推進につきましては、日頃より格段の御配慮を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における労働災害防止対策につきましては、交通労働災害防止対策及び荷役作業に係る墜落・転落災害等防止対策を重点に置いて取り組んでいるところです。

当局管内の陸運業における災害発生状況をみますと、休業4日以上死傷数は全産業の14%を占め、そのうち、交通労働災害は、約6%であるのに対し、荷役作業時の労働災害は、約70%となっていることから、労働災害の発生件数を減少させていくためには、荷役作業の安全対策について、一層の取組が必要となっております。

また、この荷役作業時の労働災害の多くは、荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場となっていることから、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）はもとより、荷主等においても、陸運事業者の労働者が行う荷役作業の安全確保に協力する必要があります。

このため、陸運業の労働災害防止対策においては、陸運事業者のみならず、荷主等が積極的に関与することにより、自主的な安全衛生活動の一層の推進を図るとともに、関係団体及び行政が一体となって対策を推進していく必要があります。

こうした点を踏まえ、陸運業における労働災害を減少させるため、このたび、別紙1のとおり「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を新たに策定し、陸運事業者及び荷主等のそれぞれが実施する事項等を取りまとめましたので、貴団体傘下の会員事業場等に対して機関紙等への掲載により周知するとともに、実効ある労働災害防止対策が推進されますようお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインをもって、平成23年6月2日付け基発0602第13号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」は廃止されております。